

徳島県献血推進協議会規程

(設置)

第1条 献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保するため、徳島県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

2 協議会に支部を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 献血思想の普及啓蒙に関すること。
- (2) 献血組織の育成に関すること。
- (3) 血液製剤等の需給計画に関すること。
- (4) 献血による採血計画に関すること。
- (5) 献血者健康増進事業等の推進に関すること。
- (6) その他献血制度の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 協議会の会長は知事、副会長は政策監とし、委員は35名以内で、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 医師会及び医療機関の代表者
- (2) 日本赤十字社の代表者
- (3) 市長会及び町村会の代表者
- (4) 商工会議所、経営者協会等及び工場、事業所等の代表者
- (5) 労働組合及び健康保険組合等の代表者
- (6) 教育機関の代表者
- (7) 社会福祉団体、婦人会及び青年団等の団体の代表者
- (8) 新聞、放送及びテレビ等報道機関の代表者
- (9) 学識経験者
- (10) 関係行政機関の長等

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、後任者が委嘱されるまで、その職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。

(専門委員会)

第6条 協議会に、献血者健康増進事業等を推進するため、献血者登録制度推進委員会を置く。

- 2 前項に規定するものの他、協議会に、必要に応じ、特別な事項を協議するため、専門委員会を置くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県職員、関係行政機関及び日本赤十字社の職員のうちから会長が委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の業務について、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年1月23日から施行する。
- 2 徳島県献血推進協議会規程（昭和39年12月7日施行（以下「旧規程」という。））は、これを廃止する。
- 3 旧規程により委嘱された委員及び幹事は、新規程により委嘱されたものと見なす。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月8日から施行する。